

他機関からKBIで引継ぎできる手続き一覧

住宅性能評価手続き

手続き状況		法6条1項1～3号建物	法6条1項4号建物
他機関 設計住宅 性能評価書 交付済	着工前(基礎配筋前)	KBIへの建設住宅性能評価申請の上、 継続	KBIへの建設住宅性能評価申請の上、 継続
	着工後(基礎配筋後)	---	---

<注意>表中---の部分は制度上手続きできません。

他機関で建築確認及び設計住宅性能評価の手続きが完了している物件のKBIでの引き継ぎについて

ここで「他機関」とはKBI以外の全ての指定確認検査機関・特定行政庁及び登録住宅性能評価機関を含みます。

他機関での 手続き状況	KBIで実施したい手続き	手続きの手順	必要書類
住宅性能 評価	KBIで「設計」住宅性能評価を取り直す。	「設計」住宅性能評価をKBIに再申請下さい。	・KBIへの「設計」住宅性能評価申請書 及び添付図書
	KBIで「建設」住宅性能評価を取得する。	建設評価の検査に入る前に、他機関で実施した設計住宅性能評価の内容を検査前審査します。 ^{*1} 審査の結果はFAXにてお知らせします。 適正な結果であれば、「建設」住宅性能評価を申請して下さい。	【検査前審査】 ・他機関での設計住宅性能評価書写し 及び添付図書 ・建築確認副本一式(原本)及び確認済証の写し (構造図・計算書も含む) 【建設住宅性能評価】 ・KBIへの申請書類一式
^{*1} K B I で設計住宅性能申請する場合の1/2の手数料を申し受けます。評価等級に変更を要する場合、他機関で変更設計住宅性能評価を完了するか、又は新規にKBIで設計評価申請をしていただく必要があります。審査期間は21日以上必要ですので、検査前審査申請は早めにご用意下さい。			